

平成 30 年7月4日

参考資料

(県政・相模原・平塚・藤沢・厚木・大和記者クラブ、町田記者会同時送付)

## 第 8 回厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会の開催結果について

本日、次のとおり標記協議会が開催されましたのでお知らせします。

1 日 時 平成 30 年7月4日(水) 14 時 00 分～15 時 00 分

2 場 所 県庁新庁舎5階 第5会議室(横浜市中区日本大通1)

3 出席者 防衛省南関東防衛局長、県副知事及び厚木基地周辺9市(※)副市長等

※ 横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市

4 結果概要

### (1) 国からの説明要旨

- 3 月 30 日に全ての航空機部隊の岩国基地への移駐が完了した。一方、司令部等の要員の一部の移動は終了しておらず、これらの要員の移動等が引き続き実施される。
- 厚木基地は、米海軍のヘリコプター部隊等が引き続き使用する。  
空母艦載機の固定翼機部隊は、通常、岩国基地を拠点に運用され、厚木基地には、訓練や給油等のため、飛来することがあり得る。空母艦載機のほとんどの整備は、通常、岩国基地で実施され、一部の整備は米本国で実施される。
- 通常、F C L P (空母艦載機着陸訓練) は硫黄島で実施し、空母艦載機は岩国基地と硫黄島との間を直接往復する。基本的に、C Q (着艦資格取得訓練) は九州沖で行う。  
空母が入出港する際、空母艦載機は、通常、空母と岩国基地との間を直接往復する。
- これまで空母艦載機部隊が使用していた格納庫等の施設は、米海軍のヘリコプター部隊等が引き続き使用し、既存の家族住宅は、米軍人やその家族等が使用する。  
比較的新しく必要な住宅は維持され、土地は運用上等の所要により維持される。
- 厚木基地の施設について、今後取り壊され得る施設と引き続き維持される施設が混在しており、一部返還の問題は中長期的な課題として検討の必要があると認識している。厚木基地周辺の移転補償措置については、南関東防衛局としても重要課題の一つとして位置付けており、今後の移転跡地の利活用の観点を踏まえた土地の購入を行うなど、地元にも有効に土地を使用していただけるよう対応していきたい。
- 移駐後の厚木基地周辺の騒音は、本年 4 月から 5 月の間、相当程度低減していることを、国設置の騒音測定装置で確認した。今後も引き続き、飛行実態や騒音状況について把握、分析していく。

- 住宅防音工事の進捗率は平成 29 年度末で約 78%、希望世帯に対しては約 9 割となっている。引き続き、所要の予算確保に努め、早期に工事が実施できるよう対応する。
- 厚木基地が引き続き重要な施設であることを踏まえ、基地周辺対策事業が、今後、どのような形で厚木基地周辺地域の皆様に寄与することができるのか検討していきたいと考えており、諸課題について自治体との議論の機会を設けることができればと思っている。

## (2) 自治体からの発言要旨

- 移駐実現に向けた防衛省の尽力に深く感謝する。
- この移駐は市民の悲願であり、市民は騒音が軽減されると期待している。一方で、ジェット戦闘機などの飛来も見られることから、基地負担軽減に取り組んでほしい。
- 恒常的訓練施設の整備等を早急に進め、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練が実施され、甚大な騒音被害が生じるようなことが二度とないよう強く申し入れる。
- 住民の皆様の安心のためには、今後の厚木基地の運用や騒音状況について説明を尽くしていくことが必要であり、更なる情報提供をお願いする。特に、厚木基地周辺の騒音状況については、今後も、しっかりと検証のうえ情報提供してほしい。人員の移動についても引き続き情報提供をお願いしたい。
- 住宅防音工事の拡大・充実・早期実施等、厚木基地周辺住民や自治体の負担軽減に向けた更なる取組をお願いする。
- 移駐により生じる基地の利用形態の変更は返還の要因になりうるので、今後の基地内の施設整備については返還につながるものとするよう、また状況によっては共同使用などについても、米側に強く働きかけてほしい。移転補償により生じた虫食い状に点在する空き地等は、まちづくり等に影響を及ぼしていることから市民の負担軽減策の実施を検討してほしい。
- 空母艦載機移駐に向けて設立された当協議会の活動は、本日をもって一区切りとしたい。今後も、課題解決に向け、ともに取り組んでいただきたい。

- ・ 資料をご希望の際は、問合せ先へ御連絡ください。

## 問合せ先

---

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 三森 電話 045-210-3370

対策推進グループ 館野 電話 045-210-3375